

## 平成26年度 要望事項

全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会  
会 長 内藤 美那子

### 文部科学省への要望事項

平成24年7月に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が出されました。多くの方の努力と協力のもと特別支援教育が進められ、特別な支援が必要な子どもたちへの教育が展開されていると思います。しかしその中で、課題も多く見えてきていると実感しております。実際に生じている様々な課題を解決しながら、特別支援教育を更に確かなものへ進めていくためにも、この報告の内容を着実に実施されることをお願いします。

障害のある子どもたちがどの地域、どの学校（どの教育の場）においても、安心して充実した学校生活を送り、持っている力を最大限にのばす教育を受けられる体制が整えられることを願い、下記事項を要望します。

- ① 知的障害特別支援学校では児童・生徒数増加に伴い、教室不足が深刻になり、特別教室の転用や教室分割等の対応で授業が行われています。これからも児童・生徒数は増加傾向にあります。教室環境の整備に早急且つ具体的に取り組むとともに、国として特別支援学校の適正規模・適正配置に関する基準を早急に策定してください。
- ② 知的障害特別支援学校における児童・生徒数の増加の要因は、特別支援学校の取組が評価されてきたことに加え、特別支援教育になり、発達障害等への理解が進み、また診断され易くなってきたこととも関連すると思います。特別支援教育の成否は、今後の小・中・高等学校における取組にかかってくると思います。全ての学校における特別支援教育に関する専門性の育成・向上と教員確保のために諸施策の推進をお願いします。また、多様な教育の場の整備が、結果として、分離教育を促進させることにならないように、ご配慮ください。
- ③ 「就学相談・就学先決定の在り方について」ですが、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場を整備して、本人・保護者の意思が最大限に尊重された上で、総合的な検討がなされ、適正就学につながるようにしてください。また保護者が総合的に判断する力をつけていくためにも、早期からの教育相談・支援体制の更なる充実をお願いします。
- ④ インクルーシブ教育システム構築モデル事業の継続と充実をお願いします。

- ⑤ 障害のある子どもたちが個別のニーズに応じた教育を受けられるようにするためには、子どもたちをとりまく人々への「合理的配慮」に関する概念や観点の理解と定着が必要です。更なる工夫と努力をお願いします。また、その基礎となる教育的環境整備に関しては、早急な対応をお願いします。
- ⑥ 子ども一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の充実のため、学級編成基準の見直しと教職員定数の見直しをお願いします。また、インクルーシブ教育システム構築のためにも、特別支援教育コーディネーターの早急な加配措置を進め今後の定数措置の実施につなげてください。
- ⑦ 障害の重度・重複化、および発達障害等を含む障害の多様化が顕著になっている子どもたちへの教育・指導の充実をお願いします。また指導を充実させるため、外部専門家（臨床心理士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等）・ソーシャルワーカー等の配置及び活用をお願いします。
- ⑧ 先端技術を活用した障害の特性等に応じた教材・教具の開発及びマニュアルの作成等障害のある児童・生徒の教材の開発・充実をお願いします。
- ⑨ 高等部卒業後の自立や社会参加に向けて、企業・労働関係機関（ジョブコーチ）・福祉と連携して、多くの実習の機会をつくり、就労へつながる体制の更なる充実をお願いします。
- ⑩ 医療的ケアの必要な知的障害の子どもたちにも、看護師が適切に配置されますよう財源措置化をお願いします。
- ⑪ 教育現場において、体罰・言葉による暴力・無視などの虐待をおこさせないように、人権尊重に基づく指導の徹底や知的障害教育等の専門性の育成・向上などを講じ、教育現場での虐待防止をお願いします。
- ⑫ どの地域も震災発生の危険があります。発生時、学校は児童・生徒の安全確保が第一で、迅速に正確な情報が学校へ伝達されることが不可欠です。また、各家庭・保護者との連絡等が大きな課題になるかと思えます。各地域における情報伝達のシステムづくり等への国からの支援をお願いします。また、安全・安心な学校づくりのための施策を、ハード、ソフトの両面から推進してください。緊急時においてもすべての学校が安全・安心な教育現場となるように、防災に対する意識を高め、緊急時の体制を至急確立してください。全国の学校には未だに校舎の耐震化が行われていない学校もあります。早急な対応を進めてください。

## 文部科学省・厚生労働省 共通の要望事項

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課と文部科学省初等中等教育局特別支援教育課の連名で、「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について」が事務連絡として発出されました。

障害のある子ども（家庭も含めて）の生活全般や人生を考えたときに、文部科学省と厚生労働省の連携が重要だと思います。課題等の情報の共有と教育と福祉両面からの効果的な取り組みを今後も進めていただくため、下記事項を要望いたします。

- ① 学校等で作成する個別の教育支援計画及び個別の指導計画等と、相談支援事業所等で作成する障害児支援利用計画等の内容が、個人情報に留意しつつ、連動し活用されることをお願いします。
- ② 就学前の福祉サービス利用から就学への移行、学齢期に利用する福祉サービスとの連携、さらには学校卒業に当たって地域生活に向けた福祉サービス利用への移行が円滑に進むように、学校と福祉関係諸機関との緊密なる連絡調整をお願いします。
- ③ 特別な支援を必要とする子どもたちにとっては、必ずしも適正な教育の場が居住地にあるとは限りません。将来にわたり豊かな生活を地域で続けていくためには、地域から離れてしまわない仕組み作りが大切と考えます。共生社会の実現のためにも関係諸機関の連携のもと確実な取り組みをお願いします。

## 厚生労働省への要望事項

平成25年4月から障害者総合支援法がスタートしました。共生社会の実現や自己決定等の基本理念を踏まえた障害者施策が地域間格差なく進められていくようにお願いします。

障害のある子どもとその家族にとっては、早くから適切な相談や支援を受けられることが、安心や豊かな生活・人生につながります。福祉・教育・医療・保健・労働等の関係諸機関が連携をとり、子どもの確かな成長を目指すとともに、広く生活全般や人生を考え、学校卒業後においては地域・社会生活で、楽しみを持ちつつ、自己実現が図られることを願い、下記事項を要望いたします。

- ① 障害のある人もない人も共に生きる社会の実現に向け、国民への理解の向上を図るための事業の推進・拡充をお願いします。
- ② 「放課後子どもプラン」の全校実施を早急をお願いします。また障害のある子どもたちが利用できる児童デイサービス・放課後等デイサービス等の整備を進め、地域で安心して生活ができるように事業の拡充をお願いします。
- ③ 障害があっても一人ひとりが自分らしく生きていくために、自立支援協議会の機能の強化と相談支援体制の充実をお願いします。そして支援を必要とするすべての人が、自分に合った支援を受けられるように、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）を障害児者本人の意思を汲み取って立てていける人材配置と人材育成をお願いします。また障害児者の思いを実現できるような地域資源の拡充をお願いします。
- ④ 厚生労働省から公表された障害者への職業紹介状況によると、ハローワークを通じた障害者の就職件数が3年連続で過去最高を更新したとのことでした。就職率も上昇しており、この間の就労支援事業の成果と評価できると思いますが、『継続して働くこと』も重要です。働き続けることができるための就労支援センター等も含めた支援体制の一層の充実をお願いします。  
また福祉就労では一般的に非常に工賃が低く、社会的な自立を促進するためにも、工賃アップのための更なる施策をお願いします。
- ⑤ 障害者虐待防止法について、障害者は被害者意識が乏しかったり、周囲に伝えることが難しかったりするので、法の一層の周知をお願いします。また、国においては、各市町村障害者虐待防止センター等がその機能を十分果たせるよう指導・支援をお願いします。

- ⑥ 障害者差別解消法の策定は、差別の改善に向け、大きな前進になると思います。現在一部の自治体でしか制定されていない「差別禁止条例」を、全ての自治体で制定し、法律の実効性を確保する体制整備をお願いします。その際、単に差別を禁止するというのではなく、「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」などのように、共生社会の実現を目指すことが分かる名称・内容にしてください。
- ⑦ 新出生前診断は、「命の選別」につながる可能性がありますので、早急に適切な体制づくりに取組んでください。また、障害のある子どもを産む決断をした親を社会全体で支えるシステムづくりも早急に進めていただくとともに、障害のある人を排除するのではなく、共に暮らす共生社会の具現化に向けた政策の一層の推進をお願いします。